

Cat paw club 会員細則

Cat paw club は、会則に基づき、その会員区分、会費、補助金、里親成就の支援金、等について、会員細則を定める。

第1条 会員区分とその内容

	正会員(地域猫推進会員)	TNR 活動会員	賛助会員
入会初年度 会費	30,000 円	3,000 円	無料
初年度 TNR補助	8,250 円	全額自己負担	TNR 活動なし
	手術時、3種ワクチン、レボリューション必須		
	TNR 補助金の対象は、正会員の活動エリア内に限られ、それ以外では TNR 活動会員と同じルールとする		
	妊娠猫の手術料増額分 (1,000円) については、自己負担となる場合あり ()		
	会員の場合、捕獲器のレンタル 無料		
	TNR 活動会員への搬送協力には、500円 / 片道 を負担してもらう ()		
	賛助会員が、TNR を行う場合、TNR 活動会員と同じルールとする		
初年度 治療費補助	実費補助 (上限 5,000円)	全額自己負担	Cat paw c. 同意負担
	ワクチン、レボリューションの処置は、2回目以降自己負担 (正会員)		
2年目以降 会費	20,000 円	3,000 円	無料
同 TNR補助	7,000 円	全額自己負担	TNR 活動なし
	手術時、3種ワクチン、レボリューション必須		
	TNR 補助金の対象は、正会員の活動エリア内に限られ、それ以外では TNR 活動会員と同じルールとする		
	会員の場合、捕獲器のレンタル 無料		
	TNR 活動会員への搬送協力には、500円 / 片道 を負担してもらう ()		
	賛助会員が、TNR を行う場合、TNR 活動会員と同じルールとする		
同 治療費補助	実費補助 (上限 5,000円)	全額自己負担	Cat paw c. 同意負担
	ワクチン、レボリューションの処置は、2回目以降自己負担 (正会員)		
活動内容	TNR (2匹 / 月 or 20匹 / 年)	TNR 全額自費	TNR 活動なし
	TNR を行った会員は、TNR 報告書 (写真必須) を必ず作成し、本会の代表及び管轄保健所へ提出する -- (Excel Book フォームあり) + (作成サポートあり)		
	TNR のための、保護猫の病院搬送、術後保護、リターン確認など、協力しあう		
	賛助会員が、TNR を行う場合、TNR 活動会員と同じルールとする		
	支援物資 (猫のフード、トイレ砂、キャリー、ゲージ 等) を平等に支給しあう		

	正会員(地域猫推進会員)	TNR 活動会員	賛助会員
活動内容	ネコの術後保護等の段取り	手術後のリターンには、極力立ち合う	
	TNR 猫の餌やり、健康チェック(餌やりさんの確保)		地域猫への餌やり
	搬送協力	搬送協力	搬送協力
	術後保護協力	術後保護協力	術後保護協力
	集会へ極力参加する	集会への参加は任意	里親募集のための預かり
	各種文書作成・確認・配布	ポスティング、チラシ配布	ポスティング、チラシ配布
	活動地区でのフリマ促進	フリーマーケット参加	フリーマーケット参加
			支援金や支援物資の協力
	各自、自分の意思や技能を生かして、Cat paw club に参画してください		
	Cat paw club 主導の、地区限定 TNR への任意参加 ()		
	非会員からの TNR 協力要請には、3,000円の会費をお願いして、TNR 活動会員としての登録を条件として引き受ける		
	譲渡会への参加、里親募集への協力、譲渡成約への同行		
	Cat paw club メーリングへの参加(パソコン または 携帯) は任意		
	地域猫活動のための啓発		
・官公庁への要請や陳情			
・保健所へ町内回覧チラシ			
・遺棄や虐待防止看板			
・猫トイレの設置促進			
・餌やりさんの確保とサポート			
会の活動資金を集める			
・フリマ開催(1回/月 目標)			
・イベントでの募金活動			
・地域猫基金箱の設置			
・助成金申請			

妊娠していた猫の手術料金アップ分について

正会員として登録した初年度に限り、その活動エリア内にすでに妊娠猫がいた場合は、TNR 補助金 = 9,250円 とするが、雌雄を把握していたにもかかわらず、捕獲に遅れをきたし、墮胎手術となった場合、1,000円を自己負担とする

搬送協力 片道 / 500円 について

TNR 活動を、Cat paw club の管理とサポートの下で行う場合、協力病院への搬送時、車を運転できない、仕事で行けない、などの事情があれば、会員同士で協力しあいます。その際、ガソリン代などの気遣いとして 500円 / 片道 現金で負担してください。

Cat paw club 主導での TNR 活動

このような TNR 活動の場合、自主参加となり、会員間の搬送代負担は、発生しません。

第2条 里親募集と譲渡成約に関する取り決め

	りりママ宅へ保護委託	会員本人が保護
里親募集責任	りりママ管理	りりママの管理とサポートを受ける
里親希望者対応	里親詐欺などの被害を避けるため、必ず、りりママのサポートを受ける Cat paw club の G-mail でのメール対応を利用できる	
保護中の治療費	りりママに委託した本人負担	TNR活動会員の場合、自己負担 一時預りとして登録された賛助会員の場合、Cat paw club からの補助金対象
譲渡成約	譲渡成約書を取り交わすため、会員2名以上で、里親さま宅へ伺う 里親さま宅への交通費については、高速代金の実費支援を基本とする が、譲渡成立後の支援金額によっては、ガソリン代金も支給できる	
譲渡後の支援金	Cat paw club の資金とする	TNR会員の方には、治療費補助として、 一律 5,000円 を返金 ただし、治療の内容や支援金の額等、状況 に応じる
保護中の支援	支援物資として送られた、フード、トイレ砂 等、平等に支給される	
摘要	正会員が、他の会員より保護委託を受けた場合、りりママ宅への保護委託 と同等のルールとする 正会員が、保護中の猫の里親募集を行う場合、りりママの管轄とサポート を受け、譲渡後の支援金は、基本的に Cat paw club の活動資金とする 譲渡成立時、里親さまより支援金を直接受け取った場合、必ず、Cat paw club へ収支を報告する	

第3条 正会員の補助金申請に関する取り決め

1. Cat paw club として、保護猫たちの治療費、地区ごとの猫の健康維持費用、啓発チラシ作成費用、等に対応できる資金をプールすることを目的とする。
2. 各自が、TNR 活動の計画を作り、Cat paw club に提出し、代表の確認を受ける。
3. 正会員は、年間 TNR を 20匹 とし、月ごとの補助金申請を 2匹～3匹 に抑える。
4. 正会員は、月の補助金申請が、3匹以上になった場合、適宜翌月への申請に切り替える。

附則 この会則細則は、2009年4月1日より、効力を発する。